

○不安や悩みを理解してやること。
○スポーツや演劇、合唱など興味をもつものに熱中させること。

○催眠療法等の特別な技術を要するものは専門家にまかせることが望ましい。

○「やつてはいけない」これは悪いことだ」ということを知識としてはわかっているので、知的なものの指導よりも、情感にうつたえるようになること。

○罰を用いる方法もあるが、一時的解決にはなるが、本質的解決とはならないので考慮すること。

○児童生徒のいうことを共感的態度で聞いてやること。（治療的効果が大きい）
○子供に対する見方を親に変えてもらうこと。

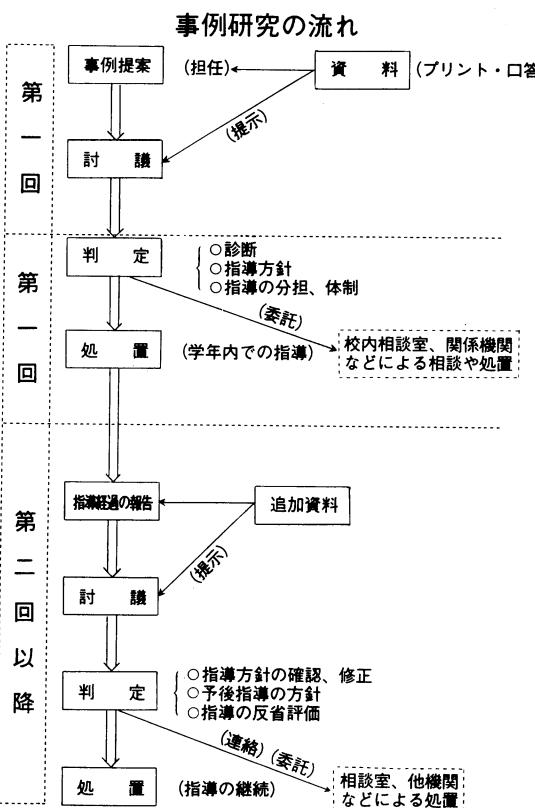
○子供が興味をもってやりとげるようなものをもてるようにすること。
○教師も先入観や偏見で見るのではなく、得意なもの、すぐれているものを見つけて、それを伸ばすように援助していくこと。

三、事例研究のすすめ方

統計的にいろいろのものを集めて判断するという方法に対し、一人一人具体的な事例（児童生徒の問題）を中心とし、参加者の討議によって、多角的に追求し、より正確な診断（原因の解明）と、より適確な処置（治療又は治療的指導）の方法を見い出して、当該児

- (2) 運営 司会は輪番制にして全員が当校内で行う事例研究には、①全職員による事例研究会（小規模校の場合に適する。）②教育相談係による事例研究会 ③学年会における事例研究会の三つが主なものであるが、その他の方法も学校の実態に応じて考えられるであろう。
- また、事例によっては児童相談所の職員、民生児童委員等の関係者の協力を得ることなども考えてよいだろう。教育相談係による事例研究会は、校内におけるものとしてはやや専門的となり適確な診断と治療の方法を見い出すことができるであろう。ここでは普通一般に行われる学年会における事例研究会について述べることにする。
- 2学年会における事例研究会

- (1) 構成 学年所属教師全員（副担任も含む）のほか、必要に応じて生徒指導主任（主任）及び養護教諭の参加を求める。また、校長・教頭の指導助言を受けることも考えられる。



たるようになる。このことによって事例研究に対する関心を強めるとともに資質を高めることになると思われる。

だけ多くの資料を準備することが望ましい。

(4) 診断 指導方針を立てるときたいせつなことは、方針は固定したものでないということである。子供は刻々と変化していく、収集される資料には限りがある。したがってその方針が不適当な場合はそれを変えていかなければならない。

「問題点を明らかにする」→「必要な資料を集めて検討する」→「原因を明らかにする」→「指導についての具体的な方針を定める」

その資料に基づいてたえず修正していくことが必要である。このようにして立てた方針も、事例によっては学校だけで実行できない場合も出てくるので、学校以外の機関や関係者の協力も必要になってくる。（事例研究の流れ参照）

ただしこれは、方針が固定したものでないということである。子供は刻々と変化していく、収集される資料には限りがある。したがってその方針が不適当な場合はそれを変えていかなければならない。さらに資料は断片的なものでなく、多くの資料を準備し総合的に解釈していくこと。新しい資料を整え、その資料に基づいてたえず修正していくことが必要である。このようにして立てた方針も、事例によっては学校だけで実行できない場合も出てくるので、学校以外の機関や関係者の協力も必要になってくる。（事例研究の流れ参照）